

名張市立病院感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託仕様書

件名	名張市立病院感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託
場所	名張市 百合が丘西 1 - 1 7 8 地内
年間総額	一金 円也 (内消費税額 円)
期間	令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

仕様内訳書

No.	名 称	予定数量	単位	単 価	金 額	備 考
	名張市立病院感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託					
1	収集運搬業務	300,000	リットル			
2	処分業務	300,000	リットル			
	※容器代を含む					
	計					
	消費税	10	%			
	年間総額					

名張市立病院感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託 仕様書

この仕様書は、名張市立病院から排出される、感染性廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定、及びマニュアル等に基づき、発注者が受注者に委託する収集運搬及び処分業務に関する事項を規定する。

1. (委託内容)

発注者から排出される感染性廃棄物の、収集運搬及び処分業務を受注者に委託するものとする。

- 年間排出見込み数量 300,000ℓ(20ℓ函が3,000個、40ℓ函が6,000個)
- 排出形態 20ℓ及び40ℓ専用容器にて排出する。
- 排出場所(収集場所) 名張市百合が丘西1-178 名張市立病院ゴミ庫

受注者は、この委託内容についての許可証の写しを発注者に提出するものとし、後日許可事項の変更があった場合も同様とする。

なお、収集運搬と処分の両方の業務を行う場合は、収集運搬と処分の両方の許可証の写しを提出すること。

また、処分の受託を希望する者で自ら収集運搬を行わない場合は、処分の許可証の写しを提出するとともに、収集運搬業者を選定し、収集運搬業者指定届出書を提出すること。

収集運搬の受託を希望する者で自ら処分を行わない場合は、収集運搬の許可証の写しを提出するとともに、処分業者を選定し処分業者指定届出書を提出すること。

2. (契約期間)

本契約期間は令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年の長期継続契約とする。

3. (収集運搬に関する事項)

発注者から排出される感染性廃棄物が、適正に収集運搬されるよう次のように行うこと。

- (1) 収集回数 週1回(金曜日を原則とし、休日の場合は前日とする。)
- (2) 感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、飛散・流出させることのないよう専用車での運搬を行うこととし、収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障を生ずる恐れのないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 感染性廃棄物は次の要件を備えた専用容器による収集運搬を行う。また、空容器をその都度補充していくこと。専用容器は、20ℓ又は40ℓとし、耐貫通性・耐水性でかつ運搬作業に耐えうる物理的強度を有する密閉容器(バイオハザードマーク付き。)を提供すること。また、収集運搬の費用の中に、この容器の代金を含めること。
- (4) 発注者から委託された感染性廃棄物の積替え保管を行う場合は、法令に基づき、かつ契約期間内に確実に処分できる範囲で行うこと。

4. (処分に関する事項)

発注者から排出される感染性廃棄物が、適正に処分されるよう次のように行うこと。

- (1) 発注者から委託された感染性廃棄物の保管を行う場合は法令に基づき、契約期間内に確実に処分できる範囲で行うこと。
- (2) 発注者から処分を委託された感染性廃棄物は熔融又は焼却による中間処理を行うこと。

5. (再委託の禁止)

受注者は、この契約による業務を他の者に委託してはならない。

6. (電子マニフェスト)

発注者は、感染性廃棄物の搬出の都度、受渡確認票を収集運搬事業者に提出する。
収集運搬事業者及び処分事業者は、収集、運搬及び処分完了後、速やかに電子マニフェストへ入力すること。

7. (義務と責務)

(1) (発注者)

① 発注者は、業務に支障を生じさせる恐れのある物質が混入しないよう注意する。

(2) (受注者)

① 受注者は、発注者から委託された業務の完了まで、関係法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

② 受注者は、発注者から委託された業務が完了した後、ただちに業務完了証明書を作成し発注者に提出する。ただし、業務完了証明書はマニフェストにより、代えることができる。

8. (委託料)

委託料は毎月の収集運搬及び処分量に応じて支払うものとする。

なお、契約締結日から令和5年9月30日までは準備期間とし、支払いは生じない。

また、業務委託料の額が経済情勢の変化等により不相当になったときは、双方の協議によりこれを改訂することができる。

9. (契約の解除)

発注者は、受注者がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

10. (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関して疑義が生じたときは、関係法令に従いその都度当事者が誠意をもって協議の上、これを決定する。

11. (その他)

この発注案件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除できるものとする。